



議会だより



〔表紙写真〕

7月16日（木）に北檜山区老人と身障者スポーツ大会が町民体育館で開かれました。

地区ごとに別れ、さまざまな競技をやり、参加者の皆さんは楽しんでいました。

第2回定例会 P 2 ～ 4

一般質問 P 5 ～ 12

委員会レポート・臨時会 P 13 ～ 14

納税状況報告について P 15

議会の動き・編集後記 P 16



令和2年第2回定例会が6月11日に行われました。

補正予算、条例の改正等の議案の審議を行い、全て原案のとおり可決しました。

審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和2年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第 4 号)		1億8万3千円	98億2848万2千円
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 (第 1 号)	69万2千円	13億1861万2千円
	簡 易 水 道 事 業 (第 1 号)	366万3千円	3億4312万7千円
	風 力 発 電 事 業 (第 2 号)	223万1千円	4280万3千円

補正の主な内容

◎一般会計補正予算(第4号)

賃貸住宅整備促進支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、温泉2号井源泉ポンプ改修工事費などによる増です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給による増です。

◎簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

瀬棚海上保安署移転に伴い、配水管布設工事を実施による瀬棚簡易水道配水管布設調査設計業務による増です。

◎風力発電事業特別会計補正予算(第2号)

洋上風車1号機のブレードベアリング及びリンクベアリ

ング修繕による増です。

条 例

◎条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しました。

◎国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、課税限度額等が改正されたことから本条例の一部を改正しました。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等

の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の

運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、連携施設等の確保の見直しが必要となることから、本条例の一部を改正しました。

◎国民健康保険条例等の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険等の被保険者等に対し、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正しました。

◎介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴う介護保険料の減額賦課に係る規定の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者

第2回定例会



報 告

等に対する介護保険料の減免の取り扱い等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正しました。

◎繰越明許費の繰越しについて

保育対策総合支援事業、内容として新型コロナウイルス感染症対策として、保育所及び認定こども園に係る消耗品、備品購入の経費116万7650円を繰り越しました。

◎株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について

地方自治法243条の3第2項の規定に基づき、令和元年度の経営状況について報告を受けました。

そ の 他

◎土地の無償貸付について
社会福祉法人北檜山恵福会

に無償貸付している町有地について、令和2年6月30日をもって契約満了となることから、引き続き無償貸付するため議決しました。

◎権利の放棄について

アイヌ民族の遺骨について、ウポポイ内の慰霊施設へ集約するため、当町所有の遺骨についての権利放棄を求められたため議決をしました。

◎人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了に伴い、次の方を推薦することについて議会としての意見を求められ適任として答申しました。

・大成区都
・名平 継義 さん（67歳）

◎「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・

「30人以下学級」の実現に向けた意見書

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率1/2に復元されるよう要請します。

2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生・中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。

また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において

教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5. 高校授業料無償化制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

提出議員 本多 浩議員
賛成議員 平澤 等議員

菅原 義幸議員

◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2 間伐、植林、種苗生産等
を着実に進めるため、「森林
の間伐等の実施の促進に関す
る特別措置法」を延長し、同
法に基づく森林整備事業の都
道府県・市町村負担分の起債
を可能とする地方債の特例措
置を継続すること。

3 森林資源の循環利用を通
じて林業・木材産業の成長産
業化を実現するため、地域の
実情を十分に踏まえ、森林整
備から木材の加工・流通、利
用までの一体的な取り組みや
森林づくりを担う林業事業体
や人材の育成に必要な支援措
置を充実・強化すること。

提出議員 平澤 等議員
賛成議員 吉田 実議員
" 本多 浩議員
" 橋本 一夫議員
" 大湯 圓郷議員
" 菅原 義幸議員

◎新型コロナウイルス対策に
かかる地方財政の充実・強
化を求める意見書

1. 「新型コロナウイルス感
染症対応地方創生臨時交付
金」の総額を大幅に増額する
こと。

交付額の算定にあたっては、
財政力の弱い自治体において
も必要かつ十分な対策を实行
できるよう、確実な財政措置
を行うこと。

2. さらに、各自自治体の実情
に応じた実効性ある対策が講
じられるよう、国の対策に伴
い地方負担が生じる場合には
確実に交付金の対象とするこ
とにも、柔軟に活用できる自
由度の高い制度とすること。

3. 「新型コロナウイルス感
染症緊急包括支援交付金」に
ついても、総額の増額など、
地域に必要な医療提供体制を
整備するための措置を講じる
こと。

提出議員 熊野 主税議員
賛成議員 吉田 実議員
" 梶田 道廣議員
" 本多 浩議員
" 橋本 一夫議員
" 道高 勉議員
" 大湯 圓郷議員
" 横山 一康議員
" 石原 広務議員
" 平澤 等議員
" 菅原 義幸議員

◎新たな基本計画における農
村振興の強化を求める意見
書

1. 農村地域で安心して暮ら
せる生活環境の整備に向けて、
都市部と同等の医療・福祉・
教育・雇用・情報通信などに
ついての十分な政策支援を講
じること。

また、基幹産業である農業
への政策として、農地の維持
など日本型直接支払いの拡
充・強化や地域社会の維持・
活性化に繋がる新たな政策支
援を講じること。

2. 食料安全保障の観点から、
新たな基本計画で掲げる食料
自給率目標（カロリーベース
45%）が確実に達成できるよ
う、農畜産物の市場開放に歯
止めをかけるとともに、国内
農業の生産並びに農村振興の
強化など具体的な施策を講ず
ること。

また、国内農畜産物の再生
産に向けた農業経営の安定
化・所得補償の充実を図ると
ともに、災害に強い農業づく
りに向けた十分な財政措置を
講じること。

3. 家族農業や農業法人など
多様な農業が共存できる地域
政策の充実を図り、次世代を
担う新規就農者や後継者など
の育成・確保対策を強化する
とともに、農村人口の維持や
移住・定住促進に向けた環境
整備のための手厚い財政支援
を講じること。

提出議員 吉田 実議員
賛成議員 平澤 等議員

特別委員会

※意見書については関係各大
臣宛送付しています。

新型コロナウイルス感染症
により落ち込んだ地域経済の
立て直しなど様々な課題対策
等のため、新型コロナウイルス
感染症対策調査特別委員会
設置し（真柄克紀委員長 12
名で構成）、閉会中の継続調
査としました。

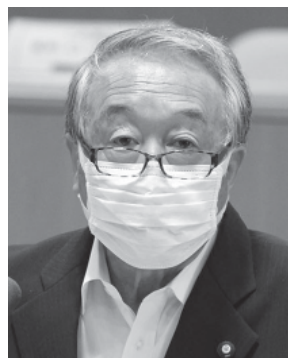
一般質問



4人の議員から一般質問があり、町長・代表監査委員に答弁を求めました。

町職員の兼業について

大湯 圓 郷 議員



質問

町職員など地方公務員の副業は、法律により原則禁止されていますが、町長などの任命権者の許可があれば従事が可能ですが、その許可基準は明確ではないとの声もあります。

私は、令和元年11月5日の北海道新聞に鹿部町の町職員の兼業に係る記事に注目し、今年2月に鹿部町を同僚議員と共に視察しました。その取り組みは兼業に係る許可基準を明確に制度化することで人手不足である漁業、水産加工

業等の地場産業に職員の従事が可能となり、その経験を業務に活かすことや、消防団、PTA、スポーツ指導など、地域活動に積極的に参加していく中で、町の活性化につなげていくことを目的に運用しています。

当町でも農家の方々から人手不足の話を頻繁に聞きますし、私自身も消防団員として活動している中、団員不足を痛感しています。この課題解決にむけて町職員の兼業を積極的に進める考えがあるか伺います。

答弁 町長

町職員などの地方公務員の兼業については、国家公務員と同様に町長など任命権者の許可制となっています。当町での兼業許可については服

規程の手続きにより、責務に支障の無い公共性の高いものについて許可しており、業務例としては、国勢調査や統計調査業務等が大半を占めていますが、許可基準については詳細な基準は規定されていません。

当町での1次産業の人手不足は大きな問題であり、地域活動に積極的に参加する人も減少しています。働き方改革や人手不足の中、町職員などもある有益な人材として公務以外で活動することも期待され、地域に対する貢献や異業種との交流による人材育成などの効果も考えられることから、先進自治体の取組状況や町内の要望などについて調査し、検討したいと考えています。

再質問

最近、町外出身の町職員が増えています。

この兼業を機会に、例えば農家の手伝い、漁師の手伝い

をして、地域の町民との接点をもつということも大事なことでだと思います。より良く兼業のできるシステムを作ることが町外出身の職員が、せitan町に早く馴染める方法ではないかと思っています。

鹿部町のことですが函館市出身の職員が消防団員になったという事例があり、町民と職員が少しでも多く接することができる機会を得るためにも、町長の前向きな答弁をいただきたいと思います。

再答弁 町長

当町の職員についても出身地はさまざまです。また、新人職員は地域の環境に慣れるのも大変難しいと思いますが、町としては町内会活動への積極的な参加や地域担当職員を配置して積極的に地域と関わりを作っていくという取組をして成果を上げています。しかし、いずれもボランティアで、議員いわれる消防団

新型コロナウイルス対策、せたな町の現状と今後の取り進めについて

横山 一康 議員

に考えているのか伺います。



③国や道の支援対象から外れる事業者へ、町としてのきめ細かい支援策はどのように考えているのか伺います。

ついて、せたな商工会が調査を実施したところ、51.3%の回収率ですが約2億1300万円という調査結果の報告を受けています。

の低減に協力した事業者に対して、一律10万円の支援金を支給することとしています。この他にも今後、追加交付される国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金による事業者支援について、国や北海道が実施している様々な支援策を見極めながら、対策を講じたいと考えています。

質問

員、農業の人手不足の解消というところには繋がっていない。先程、すぐにやると言わなかったのは、兼業により本業の住民サービスが疎かになるような状況を作っていないので、本来の仕事をしっかりとやるのが基本です。また労働時間が把握できず、過重な労働の引き金になって困るので、週末の休みはゆとり休んで、また月曜日からしっかりと仕事をしてもらうというためのものであることから、この辺も十分考えながら検討研究したいと思っています。

新型コロナウイルス感染症

に対する感染防止対策や経済対策についてせたな町の現状と今後の対応について伺います。

①現在把握している経済的な損失額はどれくらいの規模になるのか業種別に伺います。

②現状把握や今後の対策を立案する上で、役場だけではなく各産業、業界団体とのさらなる連携、意見交換等が必要不可欠だと思うが、どのよう

答弁 町長

①現在把握している経済的な損失額について、農業は農産物で約200万円、畜産物は約3800万円の損失と報告されています。

水産業においては、せたな町全体の水揚げとしては、前年に比べ200万円の減ですが、新規の法人の水揚げを除くと、約1000万円の減で

要因としては、ナマコなどの魚価の価格の減が大きく影響しています。

商工業においては影響額に

②今後の対策立案にあたって、各産業、業界団体とのさらなる連携、意見交換等につきましては、これまでも農協、漁協、商工会、観光協会などからの要望などに応え、情報共有しながら対策を講じてきました。

また国や道、町の支援金等の申請についても連携しながら対応しています。今後においても、さらなる連携と日々変わる国や道の支援策などの情報共有を図り、対策を検討したいと考えています。

③今定例会の補正予算において、休業要請協力支援金の対象とならなかった事業者で、北海道が提言する新北海道スタイルを実践し、感染リスク

再質問

国の持続化給付金は有効な支援策だと思いますが、売り上げが前年同月比50%以上の減少が要件で、狭い範囲の方々しか対象になりません。現在、申請した事業者は40業者余りと商工会会員の2割にも満たない数となっています。

町内には5割には満たないが3割、4割減収している事業者も多いと思います。今後、この方たちへの支援はどう考えているのか伺います。

また、町の新型コロナウイルス



ルス感染症対策本部の中に、経済対策を専門に計画、実施等ができる機能を加え、商工会、観光協会、農協、漁協といった関係団体と連携し、的確な情報収集をする仕組みを作り、施策に生かしていく必要があると思います。町民の暮らしを守るためにも、組織の機能強化と情報収集の仕組み作りを考えなければならぬと思います。町民の暮らしを伺います。

国は経営の持続を図るために賃貸料、税の減免、融資の利子の減免等の対応をしますが、町としてもそれらに一部上乘せもしています。それから何よりも大きいのは、プレミアム付商品券で1億3,000万円を流通させる経済効果も大きいものと思っております。国の対策の推移を見ながら、町として独自の対策を作っていくことになると思います。

組織体制については、今後は、対策本部内に産業を所管する関係課で産業全体の景気浮揚策を講じる体制をしっかりと作っていく、横断的に国や北海道の支援策にしっかりと対応していきたいと思っております。

再答弁 町長

現状としては、町としても大変深刻な状況になっていると認識をしています。新型コロナウイルスの影響に伴う経済の低迷回復については、これから取り組んでいかなければならないと思っております。

国の持続化給付金を受けることができない事業者への支援については、町として国の2次補正予算を見極めたいと思いますし、この状況を楽しみます。

こうした状況の中で国や北海道の動きを注視しながら、関係機関、団体等としっかりと連携しながら的確なタイミングで必要な対策を講じられるよう対応していきます。

道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします

 いまは、 きよりとって	 手を洗おう	 咳エチケット	 換気をしよう
 3つの「密」を さけよう	 テイクアウトや デリバリーも	 オンラインを 上手に使おう	 新北海道スタイル

「新北海道スタイル」はじめよう。

せたな町地域公共交通の今後について

橋本 一夫 議員



質問

町では平成29年度にせたな町地域公共交通網形成計画を策定し、持続的な公共交通体系の構築を見直すとしています。

今年度は、これまで継続している檜山海岸線の再編に向けた取り組みを重点的に進めて行くとしていますが、檜山海岸線においては大成区全域が対象となる路線で太櫓線と異なり、患者バスが無料ではない、毎日運行しています。利用者も非常に多く、きめ細やかな

送迎サービスを受けています。こうした状況を踏まえ、せたな町地域公共交通の今後について以下、2点伺います。

①太櫓線と同様に乗車料金200円を負担してもらうのか。また、患者バスの料金の全体的な見直しを検討するのか。

②今年度は、大成区の再編が計画されているが、高齢化している北檜山市街地の方々から利便性の高い交通体系の構築を求める声がありますが、どのように考えるか。

答弁 町長

今年度は平成29年度に策定した計画の3年目を迎えています。令和元年度には太櫓線、須築線のデマンドバスに着手し、高齢化等による移動困難

者に配慮した利便性の高い効率的な公共交通体系の見直しを図ってきました。今年度の取り組みについては、江差ターミナルまで運行している檜山海岸線のうち大成太田地区から八雲熊石までの区間を再編することを目的に、昨年度から対象地域の実情や現状の把握をし、実証運行調査の実施による分析を行い、デマンド化に向け協議を進めています。

②地域公共交通の取り組みは5年間での計画に基づき進めているが、急激な社会情勢の変化にも対応しながら進めなければと考えています。高齢化に伴い、交通弱者が今後増えることが想定されることを踏まえ、利便性の高い持続可能な生活交通体系の実現を目指したいと考えています。

再質問

①乗車料金については、太櫓線・須築線は事業を実施する業者が今金町でも営業していることから、足並みを揃えて料金設定をしています。大成区の実情は患者バスの運行状況は地域の実情に応じて運行していますが、路線の再編に向けては町が一体となった平等な取り組みが必要であることから、患者バスなどの運行状況の段階的な見直しを図ってまいります。

国は全都道府県と全市町村に交通事業者などが協力し、地域公共交通計画を策定するよう求めているが、せたな町では一部地域で平成31年度から実施しています。

さらに自治体主導での地域を交通網維持を目指す、改正地域公共交通活性化法が国会で成立しており、国は計画策定費用や交通機関の運営費を補助することになっています。人口の多い市街地での優先順位は高いと思われる事や、実情として公共交通の空白地

帯になっていることから、早い段階での協議を進めていただきたいと思っています。

また、デマンド化を進めていくためには、患者バス事業が廃止になっていくと思われるますが、その中で通院患者の乗車料金を無料にしていたきたいと思いますが、所見を伺います。

再答弁 町長

現在、公共交通の空白区間が町内には多くあることから、このサービス状況の中で、できるだけ早く町内全域でのデマンド化を進めたいと考えています。料金の関係については、まず全地域のデマンド化を実現することに精力を注いでいきたいと思っています。市街地の声もしっかり受け止めて、地域の実情の把握や分析を行いながら市街地を循環するデマンドバス、コミュニティバスの実施や公共交通空白地帯の対応などもスピード感を

持つて積極的に取り組んで行きたいと考えています。



瀬棚港マリンタウン事業の工事進捗状況と、町長選挙公約の「育てる漁業の推進」について

菅原義幸 議員

ブロックの整備が必要なので、進めていきたい」としました。その後、14年間の進捗状況と残工事計画、同期間の国と町の事業費負担額、同海域での養殖漁業の水揚げ額を伺います。

質問

①平成17年12月議会で、マリンタウン事業の休止を求めた私の一般質問に対して町長は、「養殖事業に取り組んでいく形になった。外防波堤消波

②町長は平成29年の選挙で、「育てる漁業の推進」という公約を掲げて4選を果しました。それ以降今日までの、町の主導による「育てる漁業」

の推進実績と、瀬棚港ギンザケ海中養殖試験の八雲町方式での取り組みを含む、今後の町長の構想について詳細に伺います。

答弁 町長

①14年間で、東外防波堤、島防波堤、マイナス7.5メートル岸壁、泊地を整備しており、静穏度改善と漂砂対策のために、東外防波堤から内側に延伸工事が進められています。

残工事については、島まで120メートルの残分と、内側への延伸85メートル、島防波堤の上部工嵩上げです。

14年間の事業費は、国が27億7400万円、町は5億600万円、合計で32億8000万円となっています。

同海域での養殖漁業の水揚げ額は、アワビで平成18年から同22年までで454万5000円、エゾバカ貝は平成29年から令和元年までで、147万6000円です。

②「育てる漁業の推進」は、町の主導ではなく、種苗の生産育苗が大事と考えます。

昨年は、約85万個のナマコ種苗を生産し、前浜に放流しました。アワビは50ミリ超の種苗を生産し、貝取瀬漁協青年部に提供しています。このほかマゾイの稚魚10万尾の放流や、キタムラサキウニの深浅移植や水平移植を実施しています。

瀬棚港ギンザケ海中養殖試験の八雲町方式での取り組みは、漁協の合意形成が図られ、部会などが中心となっており、組む事業であり、今後の推移を見守りたいと思います。

再質問

①この事業には地元負担もあるが、約300億円の国費が投入されましたが、同海域の水揚げは100万円レベルです。

昨年、せたな町地方港湾審議会、残工事の大部分を中

止にしました。これではマリントウンの漂砂と時化の問題を最終的に解決できません。

町長は、完成港にする考えを放棄したのですか。同海域での養殖事業計画を立案して、港湾の完成を目指して開発局に粘り強く予算要求すべきです。

②「育てる漁業の推進」という選挙公約は、町長自身の責任で進めるべきものです。

八雲町熊石漁港のニジマス海中養殖試験の成功は、町の思い切った予算と北大との連携など、八雲町長の漁業者への励ましが力となりました。

当町のギンザケ養殖試験について町長は、漁業者が取り組むべきだとして全く消極的です。道総研も技術提供を表明しており、町長の決断一つです。

ウニについても、種苗生産・中間育成施設の整備を検討し、磯焼け対策にも力を尽

くすべきではありませんか。

再答弁 町長

①残念ながら中央港湾の整備が急がれているので、地方港湾に予算が回ってきません。

未だに完成港になっていないので、港湾内での養殖事業はできません。できるだけ早く完成させて、漁業者が利用できるようにしたいと思います。

②せたな町のギンザケの養殖試験については、漁業者がしっかりと取り組む状況があれば考えたいと思います。

八雲町のニジマス養殖がうまくいっているようですが、ひやま漁協は一つの漁協です。漁協の事業として全地域に諮るといふ話も聞いており、状況を見極めながら進めていきたいと考えています。ひやま漁協は大きな漁協ではないので、それぞれの地域でバラバラな魚種をやっても、成果に

結びつかないと思います。

ウニの関係については、磯焼け対策も大事です。育てる漁業は、先進事例に学んで取り組みたいと思います。

せたな雅荘再開の見通しと、不正確な町長答弁の是正、情報公開、恵福会への助成金に関する再々精査について

質問

① 今月9日の道新報道記事に対して、「見通しが立って良かった、再開はいつか」、「これまでの質問が実ったね」など、喜びの声が私に寄せられています。失点続きの高橋町政としては、久方ぶりの明るいニュースです。せたな雅荘の再開時期について、責任のある答弁を求めます。

② 交渉の相手が町内の事業者ではなく、東京のIMS（イムス）グループ本部であることが明らかになりました。これまでの交渉内容と交渉経過を、時系列で明らかにしてください。

③ 補助金返還に関わる檜山振興局との折衝経過について、時系列に説明を求めます。

④ 恵福会に対する助成金の返還について、償却資産期末残高分も加えるべきと思います。代表監査委員の所見を伺います。また本助成金の交付要綱と過去2回の助成金との整合性や、他の介護サービス事業所との公平性についても厳格に監査すべきであると思えますがいかがですか。

答弁 町長

① 現在もなお相手先に検討いただいている最中ですので、いつ再開するか、現段階で申し上げることは出来ません。

② 道南ロイヤル病院を通じての交渉なので、町内事業所に検討をお願いしていると言ってきました。平成31年1月、道南ロイヤル病院事務長を通じてIMS（イムス）グループ内での検討を相談し、3月に断られました。令和元年9月事務長に、施設全体の運営について検討をお願いし同年11月にグループ会長と面談、本年1月、本部の部長が雅荘を含む恵福会運営の施設を視察しています。3月30日に私・担当課長・恵福会理事・施設長とで本部に伺い、検討をお願いし現在に至っています。

③ 平成30年11月町担当者・恵福会施設長らが振興局に休止を相談、12月補助金返還が発生しない方法を担当課が振興局と協議しました。

平成31年2月に廃止経過と事業再開に向け検討している旨を説明、令和元年5月に課長と担当者が再開の検討状況を説明、12月に振興局の課長が来町しています。

令和2年4月に担当課長が振興局に行き4方法での検討内容を説明、5月13日に北海道から国に照会した結果、他の社会福祉法人への無償譲渡は補助金返還が発生するとの回答でありましたが、その後5月27日に、他の福祉法人への譲渡は可能、補助金返還は発生しないとの連絡がありました。

答弁 代表監査委員

④ 交付要綱で助成額は単年度の収支不足額となっており、損失補償の観点から、資金収支の監査を行っています。取得金額から減価償却累計額を引くと帳簿残高となりますが、今回の備品は補助対象品であり、補助金の財産処分制限があること、また介護の特殊備品であることから、帳簿残高をもって処分財産と見なすことは困難であると判断しています。

助成金に対する整合性については、過去2回との整合性についての答弁は確認していませんので差し控えています。

たきます。

他の事業所との公平性については、行政執行上重要なことと考えており、今回の定期監査報告で3点の意見を述べ、町側に公平性・透明性に努めることを望んでいます。

監査では町側に、より適正な執行を強く求めています。監査委員の職責を再認識し、務めて行きたいと思っています。

再質問

① 再開は関係者の強い希望であり、1億5千万円の補助金返還を回避する唯一の道です。未だに再開の時期すら不明確ですが、私も協力いたしますので必ず再開してください。

② 町長は、昨年6月・9月・12月議会で、一貫してスタッフ確保問題も含めて町内の事業所と交渉していると答弁しています。それが突然、交渉相手は東京のIMS（イムス）グループでしたと言わ

れても、信用できません。町長は責任をとるべきです。

③雅荘の廃止とほぼ同時期に解体した旧三杉荘は、今年1月に補助金を返還しておりませんが、雅荘は未だに猶予されています。

しかし、再開めどは未だに立っておらず、補助金の返還通知がいつ来るか大変心配です。返還期限について、振興局と書面を取り交わし、議会にも示してください。

再開について町は、恵福会が行うことも考慮に入れ、スタッフ確保問題にも配慮すべきです。

再答弁 町長

②町内事業者の関係ですが、道南ロイヤル病院を通じてのお願いなので、町内事業所と説明してきました。町内事業所とIMS（イムス）グループは、同じに思っていたい

て結構です。

③雅荘は、現在も施設がまだ残っており、再開を目指して取り組みを進めているので、返還を求められていません。しかし、いつまでもいいと言うことにはなりませんので、順次、振興局と打ち合わせながら、進めていきたいと思

再開に向けての方法は、今検討していただいています。その中で、乗り越えていかなければならないハードルがあるのも事実であり、一つ一つクリアして、再開を目指すと言うことになると思います。補助金返還の時期についての議会への書面提出は、振興局とできるかどうかも含めて相談したいと思います。



せたな雅荘

行財政運営有識者懇話会のあり方と、町民参加の町づくりの推進について

質問

①要綱で設置された懇話会に、約40万円の報酬が予算化されています。これは本来条例で設置すべきであり、議決不要の要綱で処理した理由を伺います。

答弁 町長

②懇話会の機能と役割は、条例に基づく審議会や協議会とは別物だと考えますがいかがですか。

③委員の任期を会計年度ではなく町長の任期に合わせたこと、委嘱した8人の委員中5人が高橋貞光後援会の中核幹部であることは極めて不自然であり、町長の見解を求めます。

④行財政運営の方策は、限られたメンバーによる懇話会で

①条例が要綱での設置については、自治体間で見解が分かれています。有識者懇話会の設置目的は、令和2年度で交付税の合併算定替期間が終了するので、合併効果の庁内検証を行い、持続可能な行財政運営の方策をとりまとめに資するために設置したものです。町の基本的、重要な内部事務の取扱となるので、要綱での設置にしました。

②要綱は、法令による根拠がなく、法的拘束力がないので、

私も別物と考えています。

③私の任期中に、道筋を示したいと考えて、任期を令和3年9月30日としました。

私の後援会員5名が占めているとのことですが、3名です。今回は、町内の識見を有し、まちづくりを真剣に考えていただける方を選任しました。

④懇話会には方策の決定権がないので、とりまとめには町民の意見、要望を勘案し、丁寧な説明を心がけていきたいと思っています。

再質問

「懇話」とは懇談という意味であり、せいぜい意見交換程度のことを指しています。

「行財政運営有識者懇話会」が、条例や法律上の根拠は持っていないことを町長も認めました。高橋後援会の幹部が5人というのは、平成29年の

名簿と突合した数字です。

また、有識者懇話会という名称にも拘わらず、行政や財政に関わる専門家が一人も入っていないのはなぜですか。

今年度は、10回程度の懇話会を予定し、約40万円の報酬も計上されていますが、その原資は町民の税金です。

3月の第1回懇話会の会議録に、町職員OBの委員が「町の政策遂行のために後押しをしていきたい」と発言したことが記載されています。先入観のない公平・中立の立場で参加すべきなのに、まるで町長の応援団のような発言です。

このような懇話会は、直ちに解散することを要求します。

再答弁 町長

懇話会の設置につきましては、3月2日の補正予算の提案の時は、確かに菅原副議長から反対の意見がありました。が原案通り可決され、3月17

日の予算審査特別委員会でも承認されています。

「懇話会」での発言につきまして、これは懇話会ですから、自由にいろいろな発言が出ることを想定しています。そうした中で、これからの行財政運営に反映していけたらいいなと思います。

※菅原議員については、4項目の質問を行い、3項目について掲載しております。が、残りの1項目については「新型コロナウイルス感染症問題と暮らし、医療、教育など町民生活の擁護について」と題し、「町としての対策、小中学校の臨時休校に伴う諸課題等」について質問を行いました。広報発行要領により1人3問までの掲載となっており、質問項目は本人が決定しております。

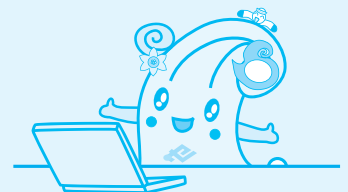
議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会



委員会レポート

総務厚生常任委員会

第2回

一、調査年月日

令和2年5月25日

二、調査項目

(1) まちづくり推進課所管

- ・ せたな町地域公共交通について調査しました。

(2) 税務課所管

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制上等の措置について調査しました。

(3) 町民児童課所管

- ・ せたな町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について調査しました。

(4) 保健福祉課所管

- ・ せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について調査しました。
- ・ 土地の無償貸付について調査しました。
- ・ せたな雅荘の再開に係る現状報告について調査しました。

第3回

一、調査年月日

令和2年6月4日

二、調査項目

・ 保健福祉課所管

- ・ せたな雅荘の再開に向けた対応状況について調査しました。

- ・ 北檜山恵福会運営事業助成金の精査について調査しました。

産業教育常任委員会

第4回

一、調査年月日

令和2年4月23日

二、調査項目

(1) 教育委員会事務局所管

- ・ 瀬棚児童会館の今後のあり方に関する考えについて調査しました。

(2) 建設水道課所管

- ・ 瀬棚児童会館の今後のあり方に関する考えについて調査しました。
- ・ 町道山麓通線に係る未処理

用地について調査しました。

第5回

一、調査年月日

令和2年5月29日

二、調査項目

(1) 農務課所管

- ・ 畑作構造転換事業について調査しました。

- ・ 豊岡排水機場の修繕について調査しました。

(2) 建設水道課所管

- ・ 温泉2号井源泉ポンプ改修工事について調査しました。
- ・ 瀬棚簡易水道配水管布設工事について調査しました。
- ・ 町道山麓通線に係る未処理用地について報告を受けました。

(3) 教育委員会事務局所管

- ・ ICT機器の整備について（国のGIGAスクール構想）について調査しました。
- ・ スクールバス運行について調査しました。
- ・ 権利の放棄について調査しました。

議会広報発行常任委員会

第2回

一、調査年月日

令和2年4月28日

二、調査項目

- ・ 議会広報59号のゲラ編集をしました。





◆ 第1回 ◆

令和2年4月10開会

◎一般会計補正予算(第1号)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、緊急経済対策として、プレミアム付商品券発行事業に係る経費の増です。

◎工事請負契約の締結について

・工事名

本庁舎長寿命化改修工事

(建築主体)

・契約の相手方

久遠郡せたな町北檜山区豊岡167番地1

井上建設株式会社

代表取締役 井上 義章

・契約金額

5164万5000円

・工事名

本庁舎長寿命化改修工事

(機械設備)

・契約の相手方

函館市昭和2丁目37番18号
池田煖房工業株式会社函館支店

執行役員支店長 杉本 辰

・契約金額

9883万5000円

◎風力発電事業特別会計補正予算(第1号)

洋上風車2号機ブレードの

修繕工事の施工工法の変更に

伴う増です。

◆ 第3回 ◆

令和2年5月21日開会

◎専決処分の承認について

・一般会計補正予算(第3号)

新型コロナウイルス感染症

拡大に伴いまして、国が緊急経済対策として国民1人当たり現金10万円を一律に支給する特別定額給付金、児童手当を受給する世帯に支給する子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費の増について専決処分を行いました。

・工事名

不動橋補修工事

・契約の相手方

伊関・松本経常建設共同企業体

代表者

久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地

株式会社伊関組

代表取締役 伊関 寿之

・契約金額

7810万円

久遠郡せたな町北檜山区北檜山258番地

松本建設株式会社

代表取締役 松本 省吾

代表取締役 黒澤 誠

◎業務委託契約の締結について

・業務名

窓口ネットワーク整備業務
(行政情報ネットワーク機器更改)

・契約の相手方

札幌市中央区大通西14丁目7番地

代表取締役 大野 一

東日本電信電話株式会社
北海道事業部長 高橋 庸人
契約金額 7854万円

◎物品購入契約の締結について

・物品名

雪寒機械(除雪トラック7t級専用型)

・契約の相手方

久遠郡せたな町北檜山区豊岡169番地2

黒澤自動車株式会社

代表取締役 黒澤 誠

・契約金額

3883万円

・物品名

水道メーター器

・契約の相手方

久遠郡せたな町大成区久遠123番地

曲千株式会社大野吉太郎商店

代表取締役 大野 一

契約金額 3190万円

納税状況報告について

せたな町議会政治倫理に関する申し合せ事項にもとづき、納入等の期限が終了した令和元年度分の町が徴収する税金、各種使用料に係る納税等の状況の要旨を公表します。

(令和2年5月31日現在)

令和元年度(個人)

議 員 名	道町民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	水道使用料	下水道使用料
吉 田 実	完納	完納	完納	完納		完納	
榊 田 道 廣	完納	完納	完納	完納		完納	完納
本 多 浩	完納	完納	完納	完納	完納	完納	
橋 本 一 夫	納付義務なし	完納	完納	納付義務なし	完納	完納	
熊 野 主 税	納付義務なし	完納	完納	納付義務なし	完納	完納	完納
道 高 勉	完納	完納	完納	納付義務なし	完納	完納	完納
大 湯 圓 郷	完納	完納	完納	納付義務なし	完納		
横 山 一 康	完納	完納	完納	完納		完納	
石 原 広 務	完納	完納	完納	納付義務なし		完納	完納
平 澤 等	完納	完納	完納	完納	完納		
菅 原 義 幸	完納	納付義務なし	納付義務なし	納付義務なし	完納	完納	完納
真 柄 克 紀	納付義務なし	完納	納付義務なし	納付義務なし	完納	完納	完納

令和元年度(法人)

議 員 名	町 民 税 (特別徴収分)	法人町民税	固定資産税	軽自動車税	水道使用料	下水道使用料
榊 田 道 廣 (天理教 久遠分教会)	納付義務なし	納付義務なし	納付義務なし	納付義務なし		
熊 野 主 税 (有限会社 くまのでんき)	完納	完納	納付義務なし	完納		
大 湯 圓 郷 (有限会社 カネタ 大湯商店)	納付義務なし	完納	完納	納付義務なし	完納	
石 原 広 務 (株式会社 白栄社クリーニング)	納付義務なし	完納	納付義務なし	納付義務なし		
真 柄 克 紀 (有限会社 マル万 杉浦工作所)	完納	完納	完納	完納	完納	完納

議会の動き

◆ 4 月 ◆

- 10日 第1回臨時会
議員懇談会
- 22日 全員協議会
- 23日 第2回臨時会
第4回産業教育常任委員会
- 28日 第2回議会広報発行常任委員会

◆ 5 月 ◆

- 19日 第3回全員協議会
- 21日 第3回臨時会
- 25日 第2回総務厚生常任委員会
- 29日 第1回北部松山衛生センター組合議会臨時会
第5回産業教育常任委員会

◆ 6 月 ◆

- 4日 第3回総務厚生常任委員会
第1回正副議長・委員長協議会
- 8日 第4回議会運営委員会
- 11日 第2回定例会
第1回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会

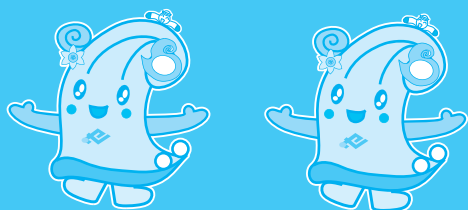
議会を傍聴 しませんか

町政はあなたの
ために・・・

第3回定例会を
9月に開催予定と
なっております。

＊ ＊ お気軽においでください ＊ ＊

今は、きよりをとって



事務局からのお願い



議会議長宛の案内・
請願・陳情等は、
議会事務局へ提出
願います。

編集後記



北海道民限定「どうみん割」
総額23億円分が50分で完売し
たと報道されました。北海道
内の旅行代金、最大1人1泊
1万円を割引、日帰りでも1
人5千円が割引されるよう
です。

普通の生活に幸せを感じる
と言われる今の状況。

農業、漁業が主要産業のわ
が町も、経済が動くという観
点から、「食の復活」は大き
く影響されます。町を支えて
いる産業従事者の方々も、少
しでも「普通の生活」が実感
できる日が来ることを望みます。
人と人の距離をあける「ソ
ーシャルディスタンス」、医
療や介護の現場では絶対出来
ない中、本当に頑張っていた
だいてることに心より敬意を
表します。

「人に寄り添う」

町も議会も町民に寄り添う
町政を目指していくべきです。

(石原)

議会広報発行常任委員会

委員長 榊 田 道 廣
副委員長 横 山 一
委員 本 多 一 浩
委員 大 橋 本 湯 圓 郷
石 原 広 務